



令和5年9月26日  
山形県立新庄病院

報道関係者各位

## 県立新庄病院の移転に伴う診療制限について

県立新庄病院におきましては、令和5年10月1日(日)の新病院の開院に向けて、集中的な移転作業を実施するため、提供する医療サービスを一部制限いたします。

つきましては、下記の当院における診療制限等の内容について、県民の皆様が適切に医療サービスを選択できるよう、報道について御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 救急患者への対応について

9月30日(土)～10月1日(日)は、軽症の患者受入れを一時休止しますが、救急搬送の対象となるような重症患者に限っては受け入れます。

ただし、医療機器の移設等により対応できる治療内容に制約が生じることなどから、他院への搬送となる場合があります。

#### 2 外来診療について

10月2日(月)～10月3日(火)は、外来診療を休診します。新病院での外来診療は10月4日(水)から開始します。

#### 3 入院患者への面会・荷物受け渡しについて

9月29日(金)～10月4日(水)は、特段の事情がない限り、入院患者の方への面会や荷物の受け渡しができません。(医師の指示等により病院が求める場合のみ対応します。)

〈問い合わせ先〉  
山形県立新庄病院  
新病院整備主幹 倉金  
電話：0233-22-5525(代)